

与那国駐屯地への対空電子戦部隊の 配備に関する説明会

令和7年12月4日（木）
防衛省

ご来場の皆様へのお願い

- ① 会場及び敷地内での、拡声器やのぼり旗、プラカード等の持ち込み、使用は禁止となります。
- ② 大声等により進行を妨げる行為は慎んでください。
- ③ 係員の指示に従ってください。
- ④ 会場内は全て禁煙となっておりますので、喫煙される方は所定の場所をご利用ください。

ご来場の町民の皆様が、十分に説明を聴くことができるよう、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

なお、他の皆様に迷惑となる行為が確認された場合には、退場して頂くこともございます。

説明会次第

I. 南西地域における防衛体制強化

II. 対空電子戦部隊について

III. 宿舎整備について

IV. 防衛の補助事業について

V. 質疑応答

I .南西地域における防衛体制強化

南西地域における防衛体制強化の取組

南西地域の防衛体制強化の取組

- ✓ 現在の安全保障環境を踏まえれば、**南西地域の防衛体制の強化は引き続き喫緊の課題**です。
- ✓ 南西地域に所在する**陸自部隊等の更なる強化**に加え、南西地域における部隊活動を支える**運用基盤・衛生機能・輸送能力の強化等を進めていく計画**です。

今後予定している主な部隊配備等

- ① 第15旅団の師団化に伴う1個普通科連隊の新編等
- ② 与那国島への**地对空誘導弾部隊の配備**
- ③ **島嶼部の電子戦部隊の強化**
- ④ 北大東島への移動式警戒管制レーダー等の配備
- ⑤ 沖縄訓練場への**補給処支処の新設**
- ⑥ 南西地域での**火薬庫の整備**
- ⑦ 馬毛島の自衛隊施設整備
- ⑧ 那覇病院の建替え
- ⑨ 奄美大島の**古仁屋港の整備及び自衛隊海上輸送群の配備**

南西地域における部隊配備



（注1）主要部隊のみ記載。

（注2）人数については、常備自衛官・事務官等の合計である。

Ⅱ.対空電子戦部隊について

与那国駐屯地所在部隊

■ 与那国駐屯地の所在部隊（令和7年3月末）

与那国駐屯地

約230人

与那国沿岸監視隊

付近を航行・飛行する艦船や航空機を沿岸部から監視し、
各種兆候を早期に察知することを任務

第101電子戦隊（一部）

第301電子戦中隊（一部）

24時間態勢による監視
各種兆候を早期に察知

その他の部隊

宮古島分屯基地

第53警戒隊

約20人

与那国分遣班

（与那国駐屯地所在）

移動式警戒管制レーダーを展開することで、既存の固定式警戒
管制レーダーの覆域を補完し、より的確な対領空侵犯措置が可能

各種事態生起時に迅速な対応が可能。

電磁波領域における優勢の確保は必要不可欠

- 電磁波は、指揮通信、警戒監視、情報収集、ミサイルの精密誘導などに利用されています。
- その活動範囲は、陸・海・空だけでなく宇宙やサイバー領域に至るまで広範囲に及び、それぞれの領域における作戦を優位に進めるためには、**電子戦能力を強化し、電磁波領域における優勢を確保**する必要があります。

【電子妨害】

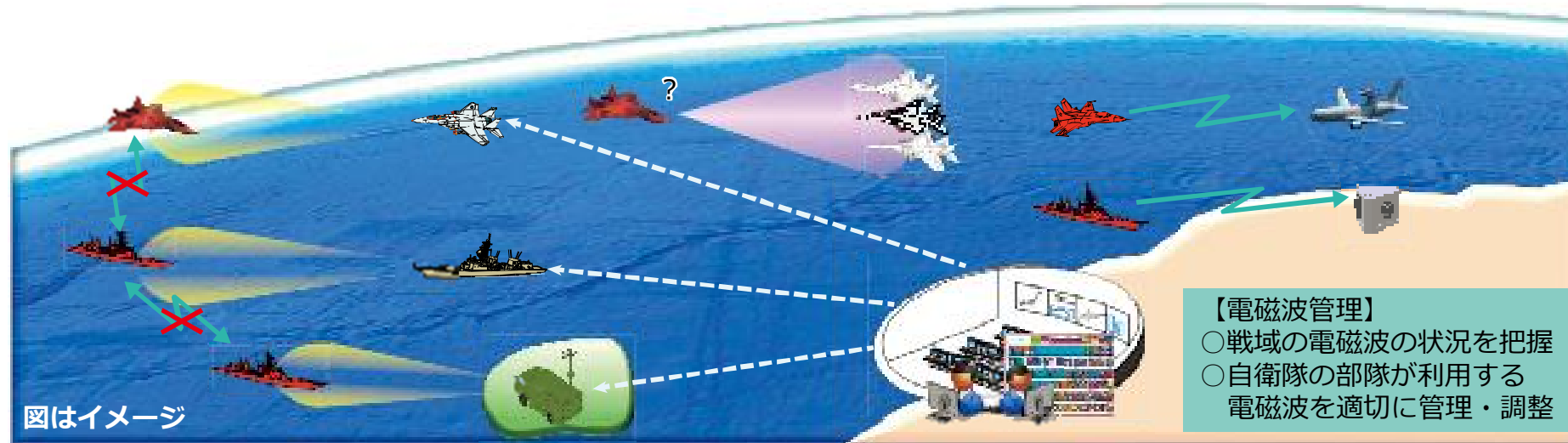
相手方の通信機器やレーダー等に電波を発射することなどにより、相手方の通信などを低減・無効化

【電子防護】

ステルス化などにより、相手の電磁波の影響を低減・無効化

【電子戦支援】

相手方が利用する電波などの情報を
収集、分析



【参照】「令和7年度防衛白書」図表Ⅲ-1-1-2（電子戦と電磁波管理）

陸上自衛隊が装備する電子戦装置

【ネットワーク電子戦システム（NEWS）】



(※)NEWS(ニュース): Network Electronic Warfare System

ネットワーク電子戦システム（NEWS）

- ▶ 平素から必要な**電波収集・分析を行う**とともに、有事においては、**相手の電波利用を無力化する**ことで、陸上戦闘をはじめ各種戦闘を有利に進めることに寄与する装置

【対空電子戦装置】

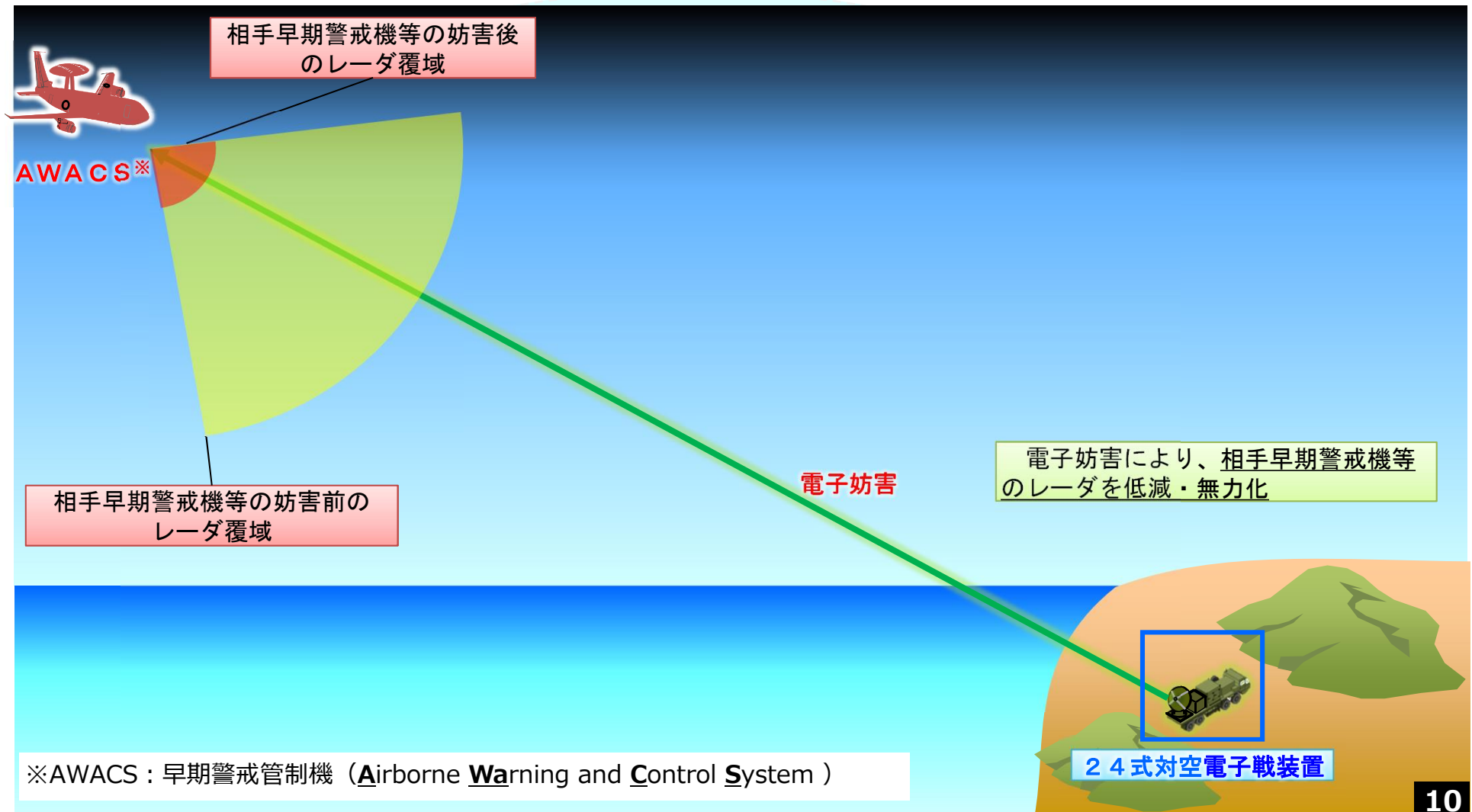


対空電子戦装置

- ▶ 我が国に侵攻する**敵の航空部隊のレーダー等**を**妨害**し、相手の**電波利用を低減・無力化する**装置

対空電子戦部隊の役割

対空電子戦部隊は
敵航空部隊のレーダー等を妨害することを任務としています

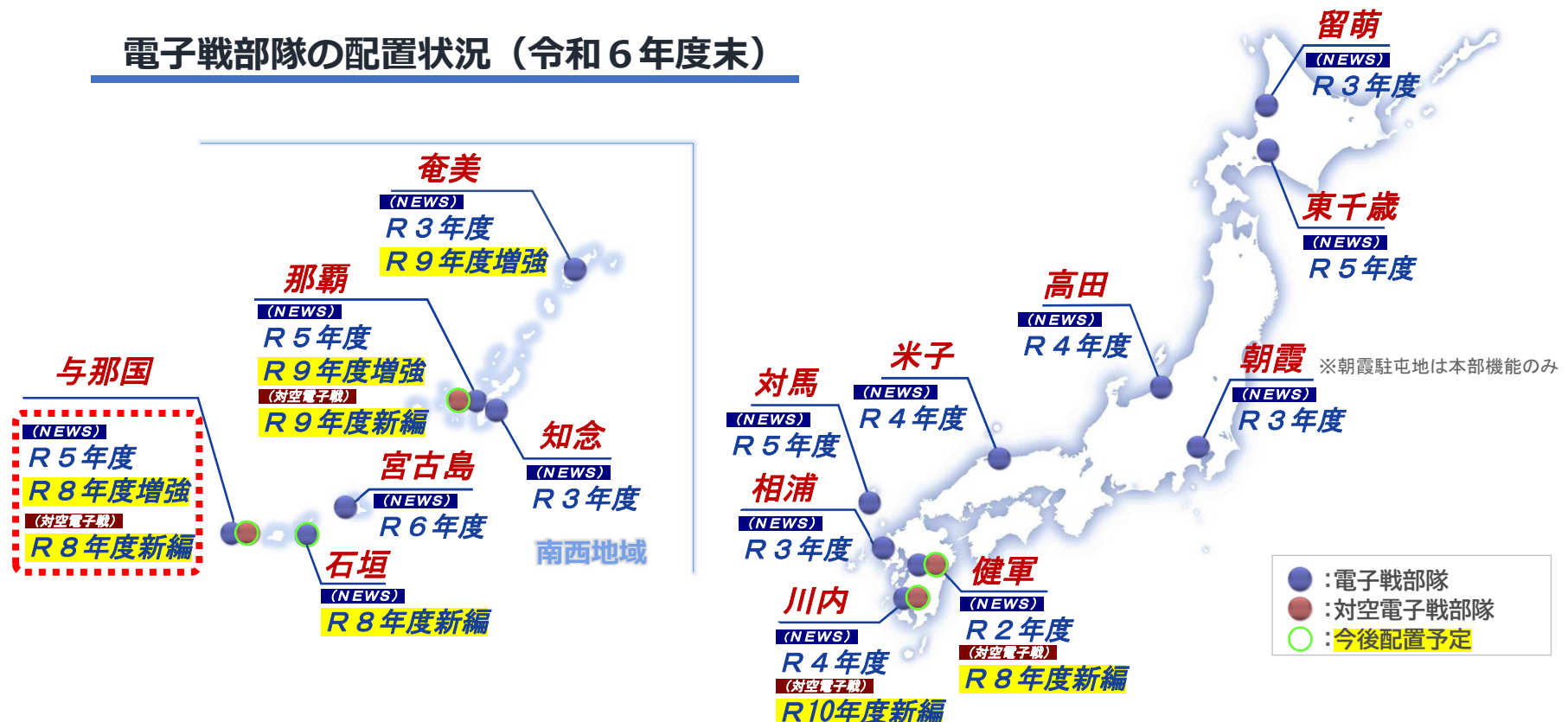


電子戦部隊の配備の意義

電子戦部隊は日本全国の各地に配備

- 防衛省・自衛隊は、**電磁波領域の優勢の確保**のため、**電子戦能力の強化**に取り組んでおり、**小規模の電子戦部隊を日本全国に配置**しています。

電子戦部隊の配置状況（令和6年度末）

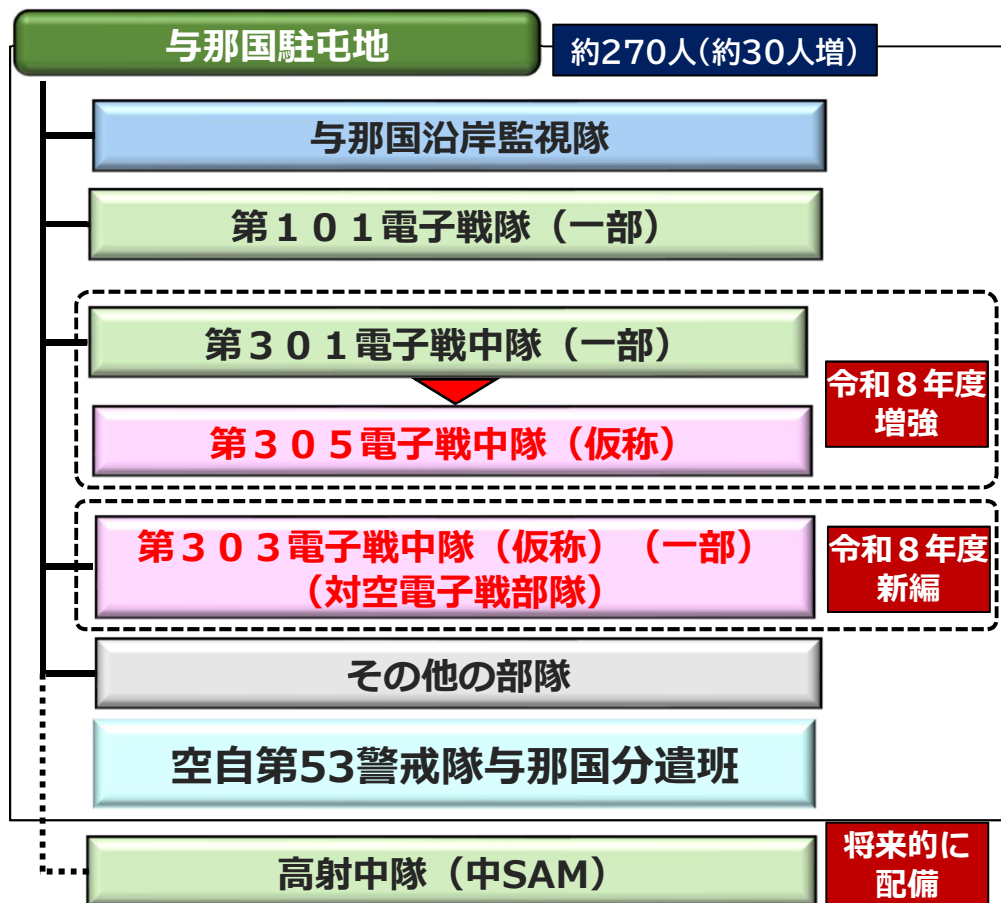


与那国駐屯地への電子戦部隊の配備の意義

電磁波は、自衛隊が能力を発揮するための重要な基盤

- 令和8年度に、与那国駐屯地に対空電子戦部隊を新編するとともに、現在配置されている電子戦部隊を増強することで、島嶼部における防衛能力がより一層強化されることとなります。

■ 与那国駐屯地の所在部隊（令和8年度末）



（注）定員の合計は四捨五入により、一致しない場合がある。

主な装備品

【ネットワーク電子戦システム（NEWS）】



電子戦装置

- ▶ 各周波数帯で電波収集等を実施

【対空電子戦装置】

対空電子戦装置

- ▶ 相手早期警戒管制機等のレーダーの妨害等を実施

イメージ



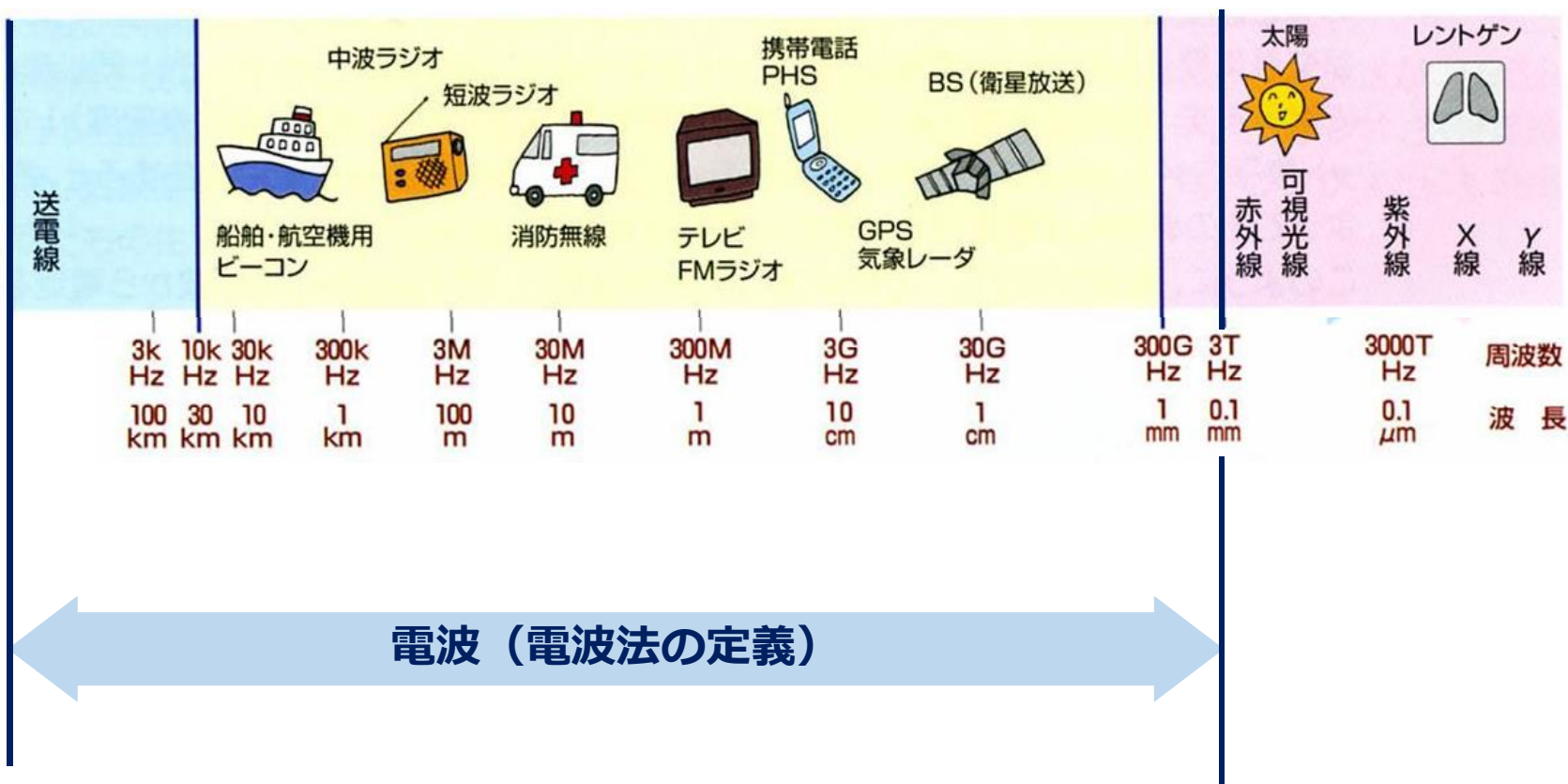
対空電子戦装置の安全性

人体やテレビ・携帯電話等に影響を及ぼすことはありません

対空電子戦装置が使用する電磁波は
携帯電話等に使用される電波と同じ周波数帯です

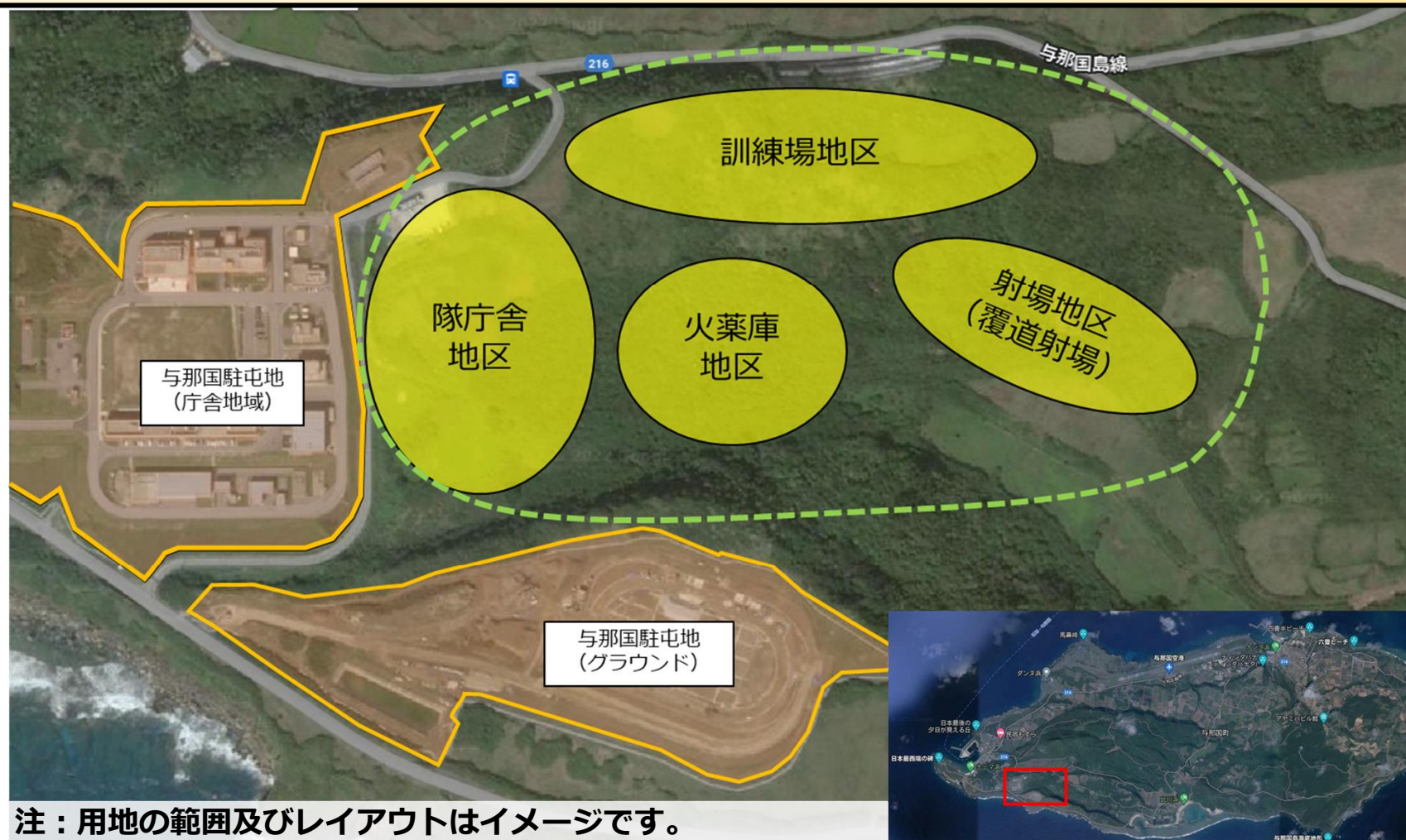
- ・ X線等のような細胞を直接傷つける可能性のある電磁波とは違います

周波数帯による電磁波の分類



東側用地の施設配置案

- ✓ 中距離地对空誘導弾部隊に必要な施設として①隊庁舎地区、②訓練場地区（小銃などの射撃訓練のための覆道射場含む）、③火薬庫地区に区分して施設の配置に係る基本検討を実施中
- ✓ これらの地区内の隊庁舎が完成後、対空電子戦部隊も使用する予定



Ⅲ.宿舎整備について

宿舎の整備

- 現在、与那国町に勤務する隊員及びその家族のため、島内に約100戸の自衛隊宿舎を整備しております。
- 今般、比川地区において30～60戸程度（※）の新たな宿舎の整備を検討しております。

※具体的な整備規模は検討中



【参考】与那国駐屯地の現在の国設宿舎の状況
（整備済）

- 久部良地区：約50戸
- 祖納地区：約50戸
- 比川地区：約10戸



久部良地区



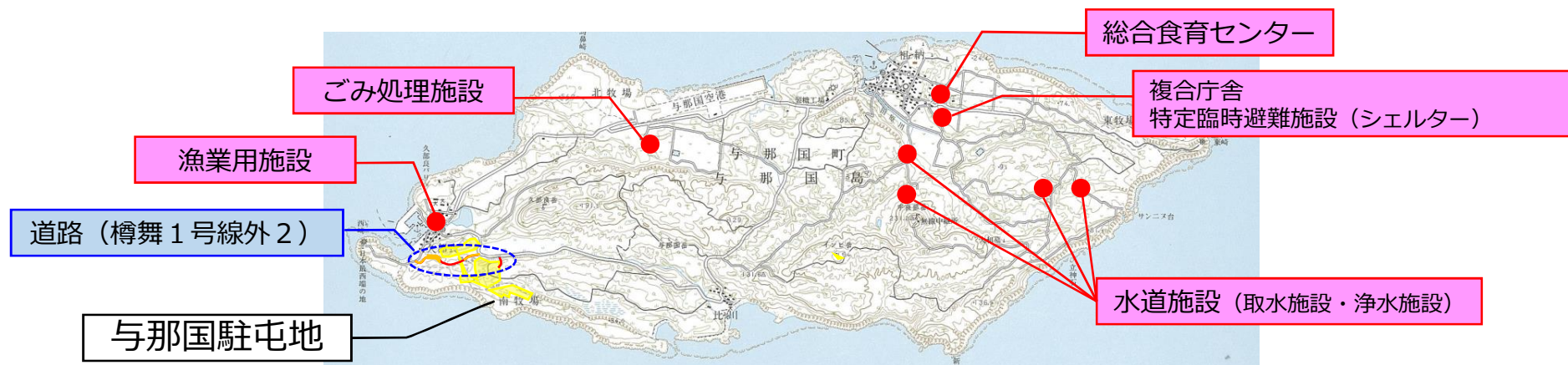
祖納地区



比川地区

IV.防衛の補助事業について

与那国町における防衛省補助の事例について



参考事例① ごみ処理施設

補助後



補助前

実施年度：

平成 26 年度～令和 3 年度

補助額：21 億 40 百万円

参考事例② 複合庁舎

補助後 (イメージ図)



補助前

実施予定年度：

令和 7 年度～9 年度

補助額：11 億 75 百万円※

参考事例③ 総合食育センター

補助後 (イメージ図)



補助前

実施予定年度：

令和 3 年度～7 年度

補助額：7 億 06 百万円※

※:現時点における全体計画額に対する補助額である。

訓練交付金

概 要

航空機又はLCAC(エアクッション艇)を使用した自衛隊又は外国の軍隊(以下「自衛隊等」という。)の訓練の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的として、自衛隊等の訓練が周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響を考慮し、訓練のために使用された特定防衛施設以外の施設の所在市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

根 拠

○予算措置(令和5年度～)

対象となる訓練

- (1) 「航空機」又は「LCAC(エアクッション艇)」を使用して「特定防衛施設以外の防衛施設等」において行われる訓練を対象とし、※ ただし、再編関連訓練移転等交付金(ATR交付金)の交付対象となる航空機の使用を除く。
- (2) 訓練の類型が、以下のいずれかに該当し、周辺地域に著しい影響を与える場合
 - ① 自衛隊と外国の軍隊が防衛施設(※)において共同で行う訓練
(※)訓練のため一時的に使用される施設を含む
 - ② 自衛隊が米軍施設又は訓練のため一時的に使用される施設において行う訓練
 - ③ 米軍が自衛隊施設等の訓練のため一時的に使用される施設において行う訓練

訓練のため一時的に使用される施設とは、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)第12条の規定により取得等される施設又は日米地位協定第2条第4項(b)の適用のある施設及び区域をいう。

V. 質疑応答